

随意契約に係る事項の公表について

秋田県立療育機構契約事務取扱規程第20条により、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体との随意契約に係る事項を次のとおり公表します。

- 1 契約に係る役務の名称及び期間
秋田県立医療療育センター清掃業務
（委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日）
- 2 契約に関する事務を所掌する団体名及び所在地
秋田県立医療療育センター
秋田市南ケ丘一丁目1番2号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年3月19日
- 4 契約の相手先の住所及び氏名又は名称
秋田市手形住吉町4番26号
社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会
会長 中川 聖子
- 5 契約金額
18,013,600円
- 6 契約の相手方の決定理由
見積金額が予定価格を下回ったことによる
- 7 契約担当者が必要と認める事項
特記事項なし

お問い合わせ

秋田県立医療療育センター 事務部

TEL : 018-826-2401 FAX : 018-826-2407